

○ 星薬科大学過半数代表者選挙細則

(平成23年10月17日 制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、星薬科大学過半数代表者に関する規程（以下「過半数代表者規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、星薬科大学（以下「本学」という。）の過半数を代表する者の選挙に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「職員」とは、役員以外の者で、本学に在職するすべての職員（1年以内の期間を定めて雇用する者を含む。）をいう。

2 この細則において、「教員」とは、前項に規定する職員のうち教授、准教授、講師、助教、及び助手をいう。

(選挙権)

第3条 前条に規定する職員は、すべて過半数代表者の選挙権を有する。

(被選挙権)

第4条 選挙権を有する者（以下「有権者」という。）のうち翌事業年度の4月1日に在職する者であつて、労働基準法第41条第2号に定める「監督もしくは管理の地位」にない者は、過半数代表者の被選挙権を有する。

(選挙の方法)

第5条 選挙は、有権者の投票により行ふ。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第6条 過半数代表者選挙の事務を行うため、過半数代表者選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を置く。

(選挙管理委員会の組織及び任期)

第7条 選挙管理委員会は、少なくとも5名（教員3名及び教員以外の職員2名を含む。）の選挙管理委員をもって組織する。

2 選挙管理委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(選挙管理委員の選出)

第8条 選挙管理委員は、第2条における「職員」のなかから、公募によって選出するものとする。

2 前項の公募は、前任の選挙管理委員会によっておこなうものとする。

(委員長)

第9条 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、選挙管理委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(選挙管理委員会の責務)

第10条 選挙管理委員会は、公正な選挙の実施に努めなければならない。

第3章 過半数代表者の選出手続き

(選挙実施の告示)

第11条 選挙管理委員会は、有権者に対し、投票日の10日前までに選挙実施の告示を行う。

2 選挙実施の告示には、立候補の受付期間、選挙の日時、選挙の場所及び選挙の方法並びに有権者の総数及びその過半数の人数等を示さなければならない。

3 前項の有権者の総数及びその過半数の人数は、本条第1項の選挙実施の告示日現在の員数をもって確定する。

(有権者名簿の作成等)

第12条 選挙管理委員会は、有権者を登載した名簿（以下「有権者名簿」という。）を作成する。

2 選挙管理委員会は、有権者名簿の原本を過半数代表者が決定するまで保管しなければならない。

3 選挙管理委員会は、選挙実施の告示日から投票日の前日までの間、有権者に資格の喪失があった場合は、速やかに有権者名簿から抹消しなければならない。

4 選挙管理委員会は、選挙実施の告示日から投票日の前日までの間、有権者に氏名又は所属の変更があったときは、速やかに有権者名簿を訂正しなければならない。

(過半数代表者の立候補等)

第13条 立候補者は、別表の様式にしたがって、氏名、所属、職名を所定の期日までに選挙管理委員会に届け出るものとする。

2 前項の立候補の届出をしようとする者が、出張、研修その他やむを得ない事由により、所定の期日内に立候補の届出ができない場合は、当該事由を証明する書類を添えて、代理による届出を行うことができる。

3 選挙管理委員会は、立候補者からの立候補届の提出を受け付けた後、立候補者の氏名、所属、職名を記した過半数代表者選挙公報を職員に通知する。

第4章 投票

(選挙の実施)

第14条 立候補者が1人の場合は、選挙を行わない。

2 立候補者が2人以上の場合は、選挙を行う。ただし、いずれの立候補者も有権者の過半数の票を得ることができなかつたときは、得票多数の者2人による再選挙を行う。

3 前項の再選挙に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

(投票所及び開票所)

第15条 投票所及び開票所は、選挙管理委員会が別に定める。

(投票及び開票時間)

第16条 選挙委員会は、選挙の投票及び開票の時間を定め、選挙実施の告示（本細則第11条）によって通知する。

(投票用紙)

第17条 投票用紙の様式は、選挙管理委員会が定める。

2 選挙管理委員会は、投票用紙を用意し、厳重に保管しなければならない。

(投票)

第18条 投票は、1人1票とし、無記名とする。

2 選挙管理委員会は、投票所入口において有権者名簿と照合の上、有権者に投票用紙を交付する。

3 有権者は、投票用紙に立候補者のうちから1人の氏名を記載し、第21条に定める選挙立会人の前で投票箱に投票する。

(不在者投票)

第19条 有権者が出張、研修その他やむを得ない事由により、投票日に投票できない場合は、不在者投票を行うことができる。

2 不在者投票のできる期間は、過半数代表者選挙公報が通知された日の翌日から投票日の前日までとする。

3 不在者投票をしようとする有権者は、選挙管理委員会に申し出なければならない。

4 選挙管理委員会は、不在者投票をしようとする有権者から申し出があった場合は、有権者名簿にその旨を記載し、投票用紙を交付する。

5 不在者投票の投票用紙を交付された有権者は、投票用紙を選挙管理委員会が指定した封筒に入れて封緘し、選挙管理委員会に提出するものとする。

6 選挙管理委員会は、封緘された不在者投票用紙を厳重に保管しなければならない。

7 不在者投票の開票は、過半数代表者選挙の投票日の開票に併せて行う。

(投票の効力)

第20条 次の投票は、これを無効とする。

一 所定の投票用紙を用いないもの

二 立候補者以外の者の氏名を記載したもの

三 2人以上の立候補者の氏名を記載したもの

四 何人を記載したか判読できないもの

五 立候補者の氏名のほか、他のことを記載したもの（所属、職名又は敬称の類を記載したものは、この限りではない）

六 白票。

2 氏名の誤記、姓又は名のみ記載その他判定困難な投票については、特定の立候補者を指示しているものと選挙管理委員会が判定した場合に限り、有効とする。

(選挙立会人及び投票箱の管理等)

第21条 投票所及び開票所に、選挙立会人若干名を置く。

2 選挙立会人は、選挙管理委員会が選任する。

3 選挙立会人は、投票所における投票ならびに開票所における開票が公正に行われるよう監視することを責務とする。

4 選挙管理委員会は、投票の開始時刻より前に投票箱を開き、その中に何も入っていないことを選挙立会人に示し、確認を行わなければならない。

5 選挙管理委員会は、投票箱を閉じる時刻になったときは、選挙立会人にその旨を告げ、投票の終了時刻をもって投票箱を閉鎖しなければならない。投票箱の閉鎖後は、何人も投票することができない。

6 選挙管理委員会は、投票終了後、直ちに投票者数を確認しなければならない。

(開票)

第22条 開票事務は、選挙管理委員会のほか、選挙管理委員長の指名する職員によって行うことができる。

2 職員が開票の立会いを希望し、事前に選挙管理委員長に申出があったときは、原則的にこれを許可する。

(決定)

第23条 選挙の結果、立候補者が有権者の過半数に達する票を得たときは、その立候補者を過半数代表者として決定する。

2 第14条第1項の規定により立候補者が1人のときは、選挙管理委員会がその立候補者を過半数代表者とするを告示し、告示後7日以内に有権者の過半数に達する異議申立てがない場合は、その者を過半数代表者として決定する。

3 第14条第2項による再選挙の結果、立候補者が有権者の過半数に達する票を得ることができなかつたときは、選挙管理委員会が最高得票者を過半数代表者とするを告示し、告示後7日以内に有権者の過半数に達する異議申立てがない場合は、その者を過半数代表者として決定する。

4 前項の再選挙において最高得票が同数のときは、選挙管理委員会がくじで過半数代表者を定める。

(当選者の告示)

第24条 選挙管理委員会は、有権者に対して、前条の規定に基づいて決定した過半数代表者を告示しなければならない。

第5章 異議申立て

(異議申立て)

第25条 第23条第2項及び第3項の異議申立ては、有権者の署名をもって行う。

2 有権者の過半数に達する署名が得られた場合は、選挙管理委員会に当該署名を提出する。

3 選挙管理委員会は、前項の署名を確認し有権者の過半数に達したと認めた場合は、改めて選挙を行う。

4 前項の選挙に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

第6章 雑則

(所掌事務)

第26条 選挙管理委員会の事務は、総務部が所掌する。

(雑則)

第27条 この細則に定めるもののほか、過半数代表者の選出等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成23年10月18日から施行する。
- 2 平成23年度の選挙管理委員選出は、本細則の条項にかかわらず公募によるものとし、公募者のなかから互選によって少なくとも5名（教員3名・教員以外の職員2名）の委員を決定する。
- 3 この細則の改廃は、選挙管理委員会の議決による。